

加古川市自家用有償旅客運送事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共交通不便地域において、地域住民が主体となり、公共交通手段の確保を図るため、本市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて有償で運送する加古川市自家用有償旅客運送（以下「有償運送」という。）事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行の路線)

第2条 有償運送の運行路線は、別表第1のとおりとする。

(運行日及び運行時刻)

第3条 有償運送の運行日及び運行時刻は、市長が別に定める。

(運行の制限)

第4条 市長は、天災その他やむを得ない事由により有償運送の運行に支障があると認めるときは、運行の区間若しくは運行の回数を変更し、又は運行を中止することができる。

(運賃)

第5条 有償運送を利用する者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める運賃を納付しなければならない。

(運賃の不還付)

第6条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 利用者が乗者定員を超えて乗車し、又は乗車しようとするとき。
- (2) 乗務員が、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）に基づいて行う措置に従わないとき。
- (3) 保護者が同伴しない未就学の者が乗車し、又は乗車しようとするとき。
- (4) 市長が、運行上危険があると認めるとき。

(利用者の義務)

第8条 利用者は、その責めに帰すべき事由により有償運送の施設又は設備を汚損し、損傷し、若しくは亡失させたときは、これを原状回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 利用者の責めに帰すべき事由により、人身事故が生じたときは、これに係る一切の責めは利用者が負わなければならない。

3 利用者は、安全保持のため、乗務員の指示に従わなければならない。

(運転業務の委託等)

第9条 有償運送に係る運行業務については、委託することができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(加古川市地域公共交通運行社会実験事業実施要綱の廃止)

2 加古川市地域公共交通運行社会実験事業実施要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

運行路線名	起 点	経由地	終 点	備 考
上荘線	上荘会館	両荘市民センター	上荘会館	定時定路線
	上荘会館	—	白沢寿会館	予約路線
	上荘会館	マルアイ八幡店	加古川磯病院	定時定路線 一部予約路線

別表第 2（第 5 条関係）

区分		運賃
普通運賃	大人	1 人 1 日乗車につき 2 0 0 円
	小学生	1 人 1 日乗車につき 1 0 0 円
	未就学児	無料（保護者の同伴がある場合に限る。）
割引運賃	第 1 種心身障害者 及びその介護人	普通運賃の半額（手帳の提示がある場合に限る。）
	第 2 種心身障害者	
	精神障害者	

備考

- 1 大人とは、小学生以外の者で 1 2 歳以上の者をいう。
- 2 未就学児とは、小学生以外の者で 6 歳以下の者をいう。
- 3 第 1 種心身障害者とは、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者及び知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）第 1 2 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 2 条第 1 項に規定する児童相談所において、昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者のうち、当該手帳に第 1 種と記載されている者をいう。
- 4 第 2 種心身障害者とは、前項に規定する手帳の交付を受けた者のうち、当該手帳に第 2 種と記載されている者をいう。
- 5 精神障害者とは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律 1 2 3 号）第 4 5 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。